

旅行業の 新規登録を申請される方へ

（第2種・第3種・地域限定）

☆登録申請は、事前に電話で予約してください。

☆予約日は、月・水・金曜日です。

☆登録申請の際は、旅行業務取扱管理者も来庁してください。

○旅行業の新規登録申請について	2
○旅行業新規登録申請書類一覧	6
○旅行業法施行規則第7条 別表	7

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎 19階中央

東京都 産業労働局 観光部 振興課 旅行業担当

電話03-5320-4769 FAX03-5388-1463

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/sinsei/tourism/ryokotsuyaku/>

登 録 種 別	登 録 業 務 範 囲
○第1種旅行業 (登録行政庁:観光庁)	○海外・国内の募集型企画旅行 ○海外・国内の受注型企画旅行 ○海外・国内の手配旅行 ○他社実施の募集型企画旅行契約の代理締結
○第2種旅行業	○国内の募集型企画旅行 ○海外・国内の受注型企画旅行 ○海外・国内の手配旅行 ○他社実施の募集型企画旅行契約の代理締結
○第3種旅行業	○営業所の所在地とそれに隣接する市区町村内の募集型企画旅行 ○海外・国内の受注型企画旅行 ○海外・国内の手配旅行 ○他社実施の募集型企画旅行契約の代理締結
○地域限定旅行業 H25. 4. 1改正	○営業所の所在地とそれに隣接する市区町村内の募集型企画旅行 ○営業所の所在地とそれに隣接する市区町村内の受注型企画旅行 ○営業所の所在地とそれに隣接する市区町村内の手配旅行 ○他社実施の募集型企画旅行契約の代理締結
○旅行業者代理業	○所属旅行業者が委託する範囲の旅行業務

第1 旅行業登録制度

- (1) 旅行業（第2種・第3種・地域限定）を営もうとする者は、旅行業を行う主たる営業所の所在地を管轄する知事の登録を受ける必要がある。（旅行業法第3条及び同法施行規則第1条の2第1項第2号）
- (2) 旅行業の登録を受けようとする者は、申請書及びその他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。（旅行業法第4条第2項及び同法施行規則第1条の4）
- (3) 登録を受けずに旅行業の営業活動を行うと無登録営業として、法律により処分される。（旅行業法第77条）

第2 登録条件

申請者が、登録拒否条項（下記事項）に該当する場合は、その登録は拒否される。

（旅行業法第6条第1項各号）

- (1) 旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過していないものを含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- (3) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）
- (4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記(1)から(4)のいずれかに該当するもの
- (6) 心身の故障により旅行業若しくは旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 法人であって、その役員のうちに上記(1)から(4)又は(6)のいずれかに該当するもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 営業所ごとに旅行業法第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
- (10) 旅行業を営もうとする者であって、当該事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの

第3 新規登録申請に当たっての要件

- (1) 主たる営業所の所在地は、東京都内にあること。
- (2) 法人で申請する場合は、商号・目的（定款・履歴事項全部証明書共に）について、下記事項に注意のこと。

『商 号』	既存旅行者との類似商号をさけるため、申請書提出前に電話等で確認のこと。
『目 的』	必ず『旅行業』又は『旅行業法に基づく旅行業』とすること。

- (3) 財産的基礎として、*基準資産額が①第2種旅行業の場合は700万円以上、②第3種旅行業の場合は300万円以上、③地域限定旅行業の場合は100万円以上あること。
（旅行業法第6条第1項第10号及び同法施行規則第3条並びに同第4条）

*基準資産額の算出方法 <申請前直近の事業年度における確定決算書から算出する。>

$$\text{基準資産額} = \{(\text{資産の総額}) - (\text{創業費その他の繰延資産}) - (\text{営業権}) - (\text{不良債権})\} \\ - (\text{負債の総額}) - (\text{所要の営業保証金又は弁済業務保証金分担金})$$

- (4) 基準資産額並びに最低営業保証金・最低弁済業務保証金分担金は、以下のとおりである。

登録業務範囲	基準資産額	区 分	最低営業保証金 (供託金)	最低 弁 済 業 務 保 証 金 分 担 金
第2種旅行業	700万円	協会非加入	1,100万円	_____
		保証社員	_____	220万円
第3種旅行業	300万円	協会非加入	300万円	_____
		保証社員	_____	60万円
地域限定旅行業	100万円	協会非加入	15万円	_____
		保証社員	_____	3万円

○営業保証金及び弁済業務保証金分担金は、登録後1年間の旅行業務取引高の見込額を算定の基礎とするので注意のこと。

○旅行業協会の保証社員となる予定の申請者は、事前に旅行業協会から「入会確認書」あるいは「入会承認書」を入手のこと。（詳細は、各旅行業協会へ問い合わせること。）

- (5) 総合又は国内の旅行業務取扱管理者を選任すること。（旅行業法第11条の2）
 - ① 1営業所につき1人以上の旅行業務取扱管理者（常勤専任で就業のこと。）を選任すること。
 - ② 海外旅行を取り扱う営業所においては、必ず総合旅行業務取扱管理者を選任すること。
 - ③ 従業員数10人以上の営業所においては、複数の旅行業務取扱管理者を選任すること。

第 4 申請に必要な書類

別紙「旅行業新規登録申請書類一覧表」のとおり。

第 5 申請から登録（標準処理期間）及び営業開始までに要する日数

受付件数により、下記標準処理期間が守られないこともあります。

事 項	申請書提出 (来庁) ⇨ ・東京都における審査 (☆営業所調査含) ⇨ 登録決定 (来庁) ⇨ A 登録手数料納付 (観光部振興課) ⇨ B-1 営業保証金供託 (法務局) — 供託済届出書提出 ⇨ B-2 分担金納付 (旅行業協会) — 納付書 (写) 提出 ⇨ 営業開始				
日 数	○ ← 30~40日 → ○○ ← 14 日 以 内 → ○ 供託済届出書又は納付書 (写) を東京都へ提出				

(注) 申請をもって旅行業を営むことはできないので注意のこと。

第 6 登録後の手続き

- (1) 新規登録手数料の納付 手数料 90,000 円 (旅行業法関係手数料条例第 2 条)
登録通知受領時に、現金を持参し観光部振興課に納付すること。
- (2) 登録の通知を受けた日から 14 日以内に下記手続きを行うこと。

① 旅行業協会へ加入しない場合
営業保証金の供託・届出 (旅行業法第 7 条第 2 項)
登録通知受領後、所要の営業保証金を法務局に供託し、届け出る。

② 旅行業協会へ加入する場合
弁済業務保証金分担金の納付 (旅行業法第 49 条第 1 項第 1 号)
登録通知受領後、所要の弁済業務保証金分担金を旅行業協会へ納付し、届け出る。

③ 登録票・旅行業務取扱料金表の用紙を購入し、必要事項を記載のうえ掲示する。

第 7 登録の有効期間及び変更届出期限

- 登録の有効期間は、登録の日から起算して 5 年とする (旅行業法第 6 条の 2)。したがって、登録の有効期間が満了したときは登録が抹消される (旅行業法第 20 条第 1 項)。
- 引き続いて旅行業を営もうとするときは、有効期限の 2 カ月前までに更新申請をする必要がある。(旅行業法施行規則第 1 条の 2)。
- 登録事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に届け出なければならない。(旅行業法第 6 条の 4 第 3 項)

第8 申請書類の入手方法

○東京都ホームページからダウンロードすることができます。

(<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/application/tourism/ryokotsuyaku/ryokotouroku>)

○下記販売所で購入することもできます。

- ・一般社団法人東京都旅行業協会

電話 03-5210-2500 / 千代田区四番町4-9 東越伯鷹ビル2階

- ・一般社団法人日本旅行業協会

電話 03-3592-1271 / 千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル3階

(JATA窓口での販売なし。すべての資料・書籍はJATAホームページから入手可。)

https://www.jata-net.or.jp/membership/member-information/membership01_03/page-2660/

第9 申請の予約

新規登録申請（相談）は予約制につき、事前に電話で予約してください。

（申請受付日は、月・水・金曜日です。）